平成２２年（フ）第３０２号
香川県高松市庵治町829番地10
債務者　川辺　一義
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第３１３号
香川県高松市太田下町2798―１リベルテ太田404号、住民票上の住所大阪府吹田市新芦屋上16番６号
債務者　平川　俊文
1　決定年月日時　平成22年８月20日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月15日まで
高松地方裁判所破産・再生係

平成２２年（フ）第１１９４号
宮城県黒川郡富谷町三ノ関字太子堂下163番地55
債務者　只野　弥生
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２２年（フ）第１１２号
茨城県日立市水木町２丁目４番24号
債務者　大平　三雄
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１１３号
茨城県日立市水木町２丁目４番24号
債務者　大平　　剛
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１４５号
茨城県日立市大久保町２丁目13番16号
債務者　石　　茂
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１５０号
茨城県高萩市大字安良川2072番地神宮司コーポ103号
債務者　山口　静子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所日立支部

平成２２年（フ）第１８６号
茨城県古河市横山町１丁目９番11号
債務者　島田　　太
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第１８９号
茨城県古河市西町９番14号
債務者　野中　　操
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２０５号
茨城県下妻市本城町１丁目48番地15
債務者　武田美智代
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２１０号
茨城県結城市中央町１丁目11番地６ユーハイツ203
債務者　都鳥　美沙（旧姓元木・小山内）
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２１４号
茨城県古河市上片田765番地12
債務者　佐々木昭二
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２１７号
茨城県結城郡八千代町大字下山川272番地
債務者　中嶋　末子
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２１９号
茨城県古河市三杉町２丁目18番11号
債務者　石井　伸平
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２２１号
茨城県古河市磯部27番地　雇用促進住宅１―405号、前住所茨城県猿島郡五霞町原宿台３丁目28番地２　コスモハイツ田中Ｃ―205号
債務者　山ノ内久雄
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２２２号
茨城県下妻市若柳乙135番地１　タミヤアパート４
債務者　岩田きよの
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２２３号
茨城県筑西市外塚638番地　ハイツ市村２―２
債務者　上野　道代
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部

平成２２年（フ）第２２４号
茨城県常総市向石下912番地１　イナバコーポ101号室
債務者　秋森みどり
1　決定年月日時　平成22年８月19日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。
本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成22年10月18日まで
水戸地方裁判所下妻支部